

林守・名主家の家督相続と分家——岩槻藩房総分領の永島家を例に——

後藤雅知

はじめに

岩槻藩房総分領内の御林を管理した林守についてはこれまで触れたことがあ¹るが、本稿では、林守を世襲した二家のうちの一つである永島家の、本家および分家における家督相続について紹介することにした。

永島本家と二家の分家が居住した上総国夷隅郡筒森村は、村高一〇六石弱で、文久三（一八六三）年の家数は五二軒であった。明治期以降に作成されたと考えられる「永島氏系譜及沿革之大要²」や永島家に残された日記、宗門帳などをもとに作成した永島家系図をみると、筒森村には本家以外に、二代目永島勘左衛門道統から分家した家（隠居分家）と三代目永島勘左衛門道家から分家した家（新屋）とがあり、いずれも維新时期まで続いた。筒森村における永島家一族は、系譜の本源である初代を中心にした集団であるという点では同族団といえるが、十九世紀に至るまで姻戚関係を強く維持している³ので、親類関係にある本家・分家関係と把握することができよう³。本稿では、このうち十代目永島勘左衛門孝友の家督相続について検討し、あわせて本家から隠居分家に嫁したさだと、新屋の養子相続についても紹介していくことにしたい。

一 永島本家十代目勘左衛門孝友の家督相続

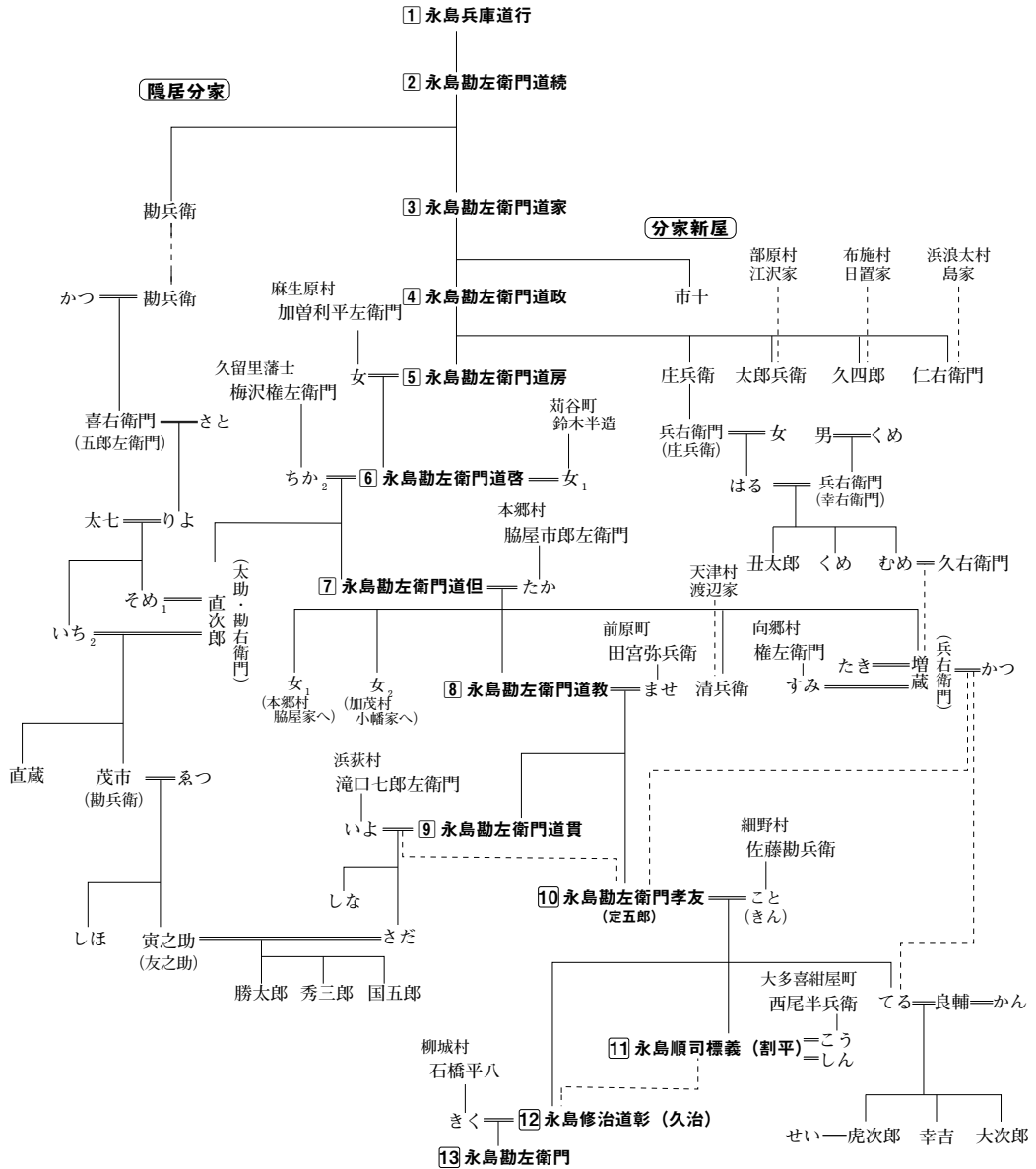
1 九代目の死去と相続人の決定

寛政五（一七九三）年から文化十四（一八一七）年まで筒森村名主および林守を勤めた八代目永島勘左衛門道教が、文政九（一八二六）年十月三日に亡くなった⁴。道教には二人の男子がおり、長男勝之助道貫が、文化十四年以降、父を継いで筒森村名主および林守を勤め、一方次男の定五郎は、勝之助が記した日記の文政四年十二月十六日の項に「定五郎新屋江移ル」とあるので、このとき新屋に養子として移っており、八代目の父が死去した当時は新屋の当主であった。そして翌文政十年二月十九日には、八代目の妻であり、勝之助らの母であるませも亡くなる。

この頃すでに九代目の勝之助は体調が悪かったようである。両親の死去が記された「日記⁵」の書き手は、文政十年三月八日から明らかに変わっており、その手跡は弟である定五郎のもの⁶と一致する。すなわち勝之助はこの段階で、すでに日記を記すことすら困難であったと推定され、定五郎が勝之助の立場から日記を代筆したと考えられる。そして「日記」の四月十八日の項には「永嶋勝之助暁七ツ時病死」とある。永島本家にとって、両親および当主が立て続けに亡くなるという危機を迎えたのである。

三月二九日まで病氣療養のため実家がある安房国長狭郡浜荻村に帰っ

図 永島家系図



・①～⑬は永島本家歴代当主を示す。

・点線は養子関係を示す。

ていた勝之助の妻いよも、勝之助が亡くなったときには永島本家に在宅していた。勝之助の葬式は亡くなった翌日の四月十九日に行われ、その後、相続をめぐって相談があったと思われるが、それが史料的に確認できるのは五月に入ってからである。五月二日までに作成されたと考えられる定五郎の存意書や一札では、両親および兄が生前に申し置いた内容（次節で詳述）、「村方并郷内之もの」の意向、また「御上様分御内々御下知」があったことなどにより、永島本家の家督は定五郎が一旦相続することとし、その上で「後相続之儀者兄様（＝勝之助）子供も二人（＝さだ・しな）有之候得者、何れ江成とも宜もの見立相続」させ、「私子供女子壱人（＝てる）有之候得共、此もの江決而相続杯与申儀仕間敷候」となっている。勝之助の幼い娘に髻を迎えて、いずれは本家を相続させるというのである。

しかし五月二日に永島本家に来た、いよの父である浜荻村（滝口）七郎左衛門はこうした内容に異を唱え、永島本家の家督について「役儀并家事等之儀子供（＝さだ）成人之上家督相定り候迄、役向者定五郎後見仕、家事等者分家茂市相談之上二而世話仕候筈」と取り決め、勝之助の長女さだが「十三四才」になったら髻養子を迎えて家督を渡すこと、その間の永島家の財産管理は定五郎が担うことなどを定めた「儀定証文」を、定五郎から「永島勝之助殿後家いよ」宛てに出すよう申し入れた。すなわち家督は定五郎ら親類が預かる形にして、定五郎に相続させないよう求めたのである。これに対して定五郎は、そうした状態が一・二年の短期間であるなら認めるが、さだはまだ九才であり家督が決まらない期間が長くなること、また髻養子による本家相続が安定するには養子の心底を見極める必要があること、本家の永続だけが親類・村方一同の願いであることを理由に、岩槻藩に伺った上で取り計らうべきであると主張した。これを受けて七郎左衛門も定五郎による家督相続を承認し、さ

だに髻養子を迎えて家督相続させることを確認した上で、いよと次女しなの今後を考えて、二人を永島家から「引分レ」させて七郎左衛門が引き取り、一家として取り立てることとした。いよが永島家の一員のまま別家すると、檀那寺である水月寺の臨済宗から離れて、実家の日蓮宗に戻ることができないため、離縁することを求めたのである。こうして七郎左衛門は、次女しなを連れていよが永島家から「引分レ」ること、また養育金一五〇両を永島家が用意することを明記した一札を定五郎から受け取り、五月四日に浜荻村に帰った。

五月八日には七郎左衛門が、六日に浜荻村に戻っていたいよを連れて永島家に来訪、一旦は認めた定五郎による家督相続は不承知であると主張し、「おいよ儀者後家二而家主仕、御林守役向之儀者打捨二仕、万事帳面并鍵等之儀自分壱人二而所持仕、名主役之儀者組頭持なりとも罷成候様、又私并茂市両人二而十日替り成十五日替り成とも日々内通勤いたし候様」求めた。いよが後家として名前となり、永島家については七郎左衛門が管理して実務は親類の分家が「通勤」して担う、名主業務は組頭持などとし、林守については引き受けないように求めたのである。これには定五郎のみならず、もう一人の林守である菅野伴次郎も反対した。それに対して七郎左衛門が養育費を二〇〇両にするよう求め、それは「欲心二抱り」良くないと菅野伴次郎が宥めるなどのやりとりがあり、最終的には七郎左衛門、菅野伴次郎、脇屋市郎左衛門（上総国市原郡本郷村居住、妻は八代目道教の姉妹、すなわち定五郎の義理の伯父にあたる、また娘が茂市の妻）の合議により、養育費は不要、ただしいよ・さだ・しな三人を七郎左衛門が引き取り、さだが十三四才になったら永島家に戻すという条件を七郎左衛門が提示した。定五郎は刻々と変わる内容に、すぐには承知できないと返答した。

その一方で、隠居分家当主の茂市は自分の悴で十才になる寅之助を永

島本家の相続人にし、定五郎や茂市らがこれを後見することを考えていた。そして定五郎の記録には「茂市并市郎左衛門・伴次郎殿何れも寅之助江相統為致度旨心体之様子ニ御座候」とあり、これには寅之助の義理の父にあたる脇屋市郎左衛門や林守である菅野も賛成していたことがわかる。これに対して定五郎の伯父にあたる安房国長狭郡天津村清兵衛（七代目勘左衛門道但の三男で天津村渡辺家の養子となる）は、寅之助は「難悪病筋」であると反対した。親類を中心に、定五郎の本家家督相続に反対するものがいたこと、定五郎の家督相続をめぐる、親類に加えて林守である菅野も加わり、話し合いが行われたことが読み取れる。

八日の話し合いがどのように決着したのか判然としないが、翌九日に定五郎は前原町輔右衛門とともに天津村に行き、そこから十日には岩槻藩勝浦役所へお札に出向いている。十一日に定五郎は帰宅するが、入れ替わるように菅野伴次郎と筒森村組頭平右衛門・長次郎が勝浦役所に出向き、平右衛門・長次郎は十二日に「我等（＝定五郎）并茂市・組頭不残御召状」を持参して村に戻った。そして十三日に定五郎は茂市・組頭とともに勝浦役所に出頭し、「名主役被仰付并御林守・苗字帯刀御免、勘左衛門与改名」した。本家の家督相続が領主によって正式に認可され、定五郎は十代目の本家当主勘左衛門孝友（天保七年から標敬と改名するが、本稿では孝友と記す）となったのである。以上から八日の話し合いで、最終的には定五郎による本家家督相続が親類一同によって了解されたと判断できよう。孝友は、嘉永元（一八四八）年八月二三日に死去するまで、名主および林守を勤め続けた。

定五郎による永島本家家督相続が了解されたことには、定五郎が記した存意書や一札からみると、岩槻藩勝浦役所の内々の下知と村方百姓の意向とが大きく影響したと推測される。岩槻藩は勝之助の遺児が男子ならば定五郎らによる後見も可能だが、「女子之儀故後見二而ハ不相済」、

定五郎が相続するよう下知した。また村役人も定五郎による後見では藩の許可が出ないが、定五郎が一旦家督を相続した後に勝之助の子供による「跡役願」を出すなら藩も了解するだろうと判断し、「村方連印之上願書」を勝浦役所に提出した。定五郎が、事前に藩に内々に相談した結果、定五郎が相続人となることを実質的に指示されたことで、他の選択肢の可能性はなく、村方もそれが最良であると判断したのである。藩の意向は、定五郎にとつて大きな後ろ盾となったであろう。

その後のいよ・さだ・しなの動向を辿ると表のようになる。勘左衛門孝友は勝之助の養子として十代目となったため、いよは「日記」では「養母」・「母」と表記される。三人は六月十五日に浜荻村に行つて以降、翌年まで、かなりの頻度で浜荻村に出向いた。ところが文政十一年六月に入りいよが病気になる、二三日に浜荻村に駕籠で運ばれると、その後いよは実家にとどまった。八月八日には亡夫勝之助といよとの離縁が決着し、九月初頭にはいよが病死した。さだは永島本家の相続人として、八月九日に永島家に戻っており、母の実家である浜荻村七郎左衛門家ではなく永島家で暮らすことになった。次女しなは筒森村の宗門帳では確認できないので、浜荻村に残ったのであろう。いよの離縁は、浜荻村七郎左衛門が望んだ「引分レ」の実現かと思われるが、最終的に七郎左衛門の手許には、しな一人が残された。

2 父勘左衛門・兄勝之助と弟定五郎

右で検討した家督相続よりは時期的に遡るが、兄勝之助と弟定五郎との対立が読み取れる父勘左衛門道教の書簡が残されているので、次にこれを掲げる。

〔史料1〕

其方々先達而差出候書面を以兄勝之助方相尋候処、兄申候者兄弟連

表 日記にみる永島家の動向

年月日	日記記載内容
文政10年	
6月15日	養母いよ并さだしな浜荻江行送り、甚助・善助・つる
6月25日	浜荻よりおいよ・おしな帰宅
閏6月27日	養母浜荻江行送り、甚助・せん
7月7日	養母并おさた・おしな帰ル
7月28日	おさた浜荻江遣送り、甚助・つな
8月13日	おさた迎、長十郎・つな浜荻江
8月26日	浜荻より母迎之人馬來ル
8月28日	母浜荻江おしな連行送り、甚助・せん
10月1日	浜荻江おさた迎□甚助遣□□帰ル
10月13日	養母浜荻江行、おさた・おしな同道、下女つる同断
10月14日	送り甚助房州より帰ル
10月27日	養母迎ニ浜荻江助次郎遣
11月19日	浜荻江養母迎ニ長十郎遣ス
11月27日	母浜荻より帰ル、おさた・おしな同道
文政11年	
1月29日	養母おいよ并おさた・おしな浜荻江年始ニ行送り、長十郎・甚助・つな・せん
3月16日	養母浜荻江行
6月9日	養母病氣ニ付浜荻江医者頼ニ助次郎遣ス
6月23日	養母浜荻江駕籠ニ而行
7月10日	我等儀浜荻ニ養母罷居病氣ニ付見舞ニ行
7月17日	我等儀病氣見舞ニ浜荻江行
8月1日	浜荻より使來ル
8月8日	我等并分家茂市同道ニ而浜荻江行、養母離縁一条片附
8月9日	おさた召連我等帰宅
9月5日	浜荻おいよとの病死之趣人來ル
9月6日	おこと并茂市浜荻江遣ス
9月14日	我等浜荻江立寄り帰宅（前日清澄行、天津泊）

文政10年「日記」（永島家文書16-51）、文政11年「戊子年日記」（永島家文書16-48）より作成。

定五郎分外ニ老人茂無之、同人義新家江遣シ度与御相談仕候者彼を力ニ為可致之処、右之勘弁茂無之万端不心懸甚安心難仕候故、右体不束之心得ニ而者万々一之義茂在之候節者家名ニ拘り候儀茂可有之哉与存、其方事在ニ無甲斐不束もの与悪口申候儀ニ而、全弟を悪ミ候儀ニハ毛頭無之旨申之、兄之申分至極尤之事ニ候、其方心得方不
宜、此上者兄江詫入猶手習学文等出情可致事ニ候、兄申通り其方事分家相続為致置へく与申儀容易ニ差心得候而者不相濟、此儀得与思慮致シ何事茂父兄之申儀大切ニ相守可被申候、先祖兵庫公分數代連綿血脈ヲ以相続致シ近郷迄茂敬せられ難有事ニ候、我等者病身之上老衰ニ及ひ兄茂多病、其方事者丈夫ニ候得者無才、以来者万端心掛万々一当家大事ニ及ひ候義茂有之□□者其方万事引請家名大切ニ可致事ニ候

内容から、宛先は定五郎、時期は定五郎が新屋の養子となる文政四年頃と推定される。新屋の養子になることを知った定五郎がその重要性を自覚しないため、兄勝之助が「甲斐なき不束もの」と悪口を言ったことで喧嘩にでもなったのである。父勘左衛門道教は定五郎の心得が悪いので、兄に詫びて「手習い・学文」に出精するよう諭している。勝之助が当時から病弱であったことも読み取れる。

〔史料2〕

其方儀新屋江遣候而も農業不相成暮方無覚東段、且亦昨夜兄無情口上故行末之儀被案候ニ付勘弁之程願之由致承知候、何れも其方行末難儀無之様取計遣可申候間致安心親之申意ニ随ひ居可申候、此節者我等も耳遠兄病中故心静ニ致安心可申候、父母者唯其病をうりやう、将亦昨夜其方兄江対し何と申候得者右様無慈悲之口上ニ候哉、在体ニ偽なく書付ニ而可被申候、追而兄を糺し可申与存候、取急候二者及ひ不申候、以上

五月十八日

父

定五郎殿

右の史料では定五郎が新屋へ養子に行った後、まだ農業にも慣れず生活が安定しない段階で兄勝之助と口論を起こしたことが読み取れる。定五郎は文政五年十一月六日に安房国長狭郡細野村佐藤家の娘ことと結婚したので、それ以前の文政五年五月の史料ではないかと考えられる。二一才で新屋の養子となった定五郎は、新屋の生業に注力せず、また学文などにも励まず、分家の養子となることへの強い反発を抱いていたのかも知れない。これに対し父・兄は、その生活ぶりを見過ごすことができず、いざという時に永島本家を相続することになる自覚を持つよう促していたのであろう。

前節で触れた文政十年五月のいよ宛ての一札で、定五郎は「御両親様并兄様存命之時被仰置候二者、其方事所々大家分所望有之、是非聳二貫度又者養子ニ貫請度与所々申入も有之候得共、我等儀者病身、殊ニ外ニ兄弟も無之ニ付万一之儀茂有之候節者兄ニ成代り当家大切ニ守護可致旨兼々被仰置候儀」と記し、永島本家相続の使命感を露わにしたが、新屋の養子となった当初はそうした自覚に乏しいと父・兄からはみられていたということであろう。

定五郎は新屋の当主となった後も、永島本家の命で親類やその他の諸関係先へ使いとして出向いており、濃密な親類関係の中にあつた。新屋の当主としての生活を経る中で、村政の知識・技能も身につけていったのであろう。そして最後は兄勝之助の日記を引き継いで記載するようになり、この日記を五月二四日まで書き続けることと平行して、文政十年五月朔日からは、新たに自らの日記を記し始めた。日記には父や兄と同じ横帳を用い、記載方法も同様であつた。ここには、永島本家を相続する矜持が垣間見える気がする。

二 永島家の分家相続

1 勝之助長女さだの嫁入り

次に、九代目勝之助道貫の長女さだのその後をみよう。定五郎の本家相続にあつて合議に加わつた茂市が隠居分家の当主であり、相続人の候補であつた寅之助が次の当主となるのだが、この寅之助に嫁したのであつた。

勘左衛門孝友が記した日記から記事を拾うと、勝之助といよの離縁によつて、孝友やさだと浜荻村七郎左衛門との関係が途絶えたわけではないことがわかる。さだは文政十二年七月二十六日、九月四日、文政十三年六月十四日と浜荻村に行つており、そのたびに一定期間は浜荻村に滞在したと思われる。また文政十二年九月四日には、孝友がさだの妹しなの「七ツ祝儀」を持参して浜荻村に行つたこと、文政十三年六月二〇日には七郎左衛門が悴文次郎を連れて、江戸から帰る途中に永島家に立ち寄つたこともわかる。同年九月九日には「我等儀おさた・おてる同道ニ而大田代神事ニ行、同日帰ル」とあり、孝友が妹さだと娘てるを大田代村の神事に連れて行つた様子もみえる。さだはてるとともに永島家で養育され、母の実家である浜荻村七郎左衛門との関係も維持した。¹⁶⁾

天保三(一八三二)年二月二三日に孝友は、さだ(十四才)・てる(九才)と供の菊蔵を連れて成田参詣に出かけた。そして成田から江戸へ至り、二月二六日には「江戸本郷御弓町酒井様御内脇屋民右衛門殿方」に到着する。この酒井家とは、市原郡で二三〇〇石の所領を支配した旗本酒井兵庫助と考えられ、また脇屋民右衛門は伯父と記載されるので、本郷村脇屋市郎左衛門家の一員であろう。旗本酒井家は本郷村を支配しており、その関係で脇屋民右衛門は酒井家に奉公し、江戸屋敷に居住したと思われる。この後孝友は岩槻藩江戸屋敷に挨拶に出向いた後、子供を

連れて各地を参詣してしばらく江戸に滞在した。そして三月十日に江戸を出立するが、その際に「おさた儀者本郷伯父方江頼置候」とあるように、酒井家屋敷にさだを預けることにした。翌年七月三日の日記には、江戸から筒森村に戻った久左衛門から「本郷御屋敷脇屋氏并おさだ儀随分御無事之よし」を聞いたことが記されるので、さだはその後も村には戻らず、江戸屋敷に滞在したことがわかる。三月が武家屋敷奉公の契約時期であること¹⁹を想起すると、脇屋を介してさだに武家屋敷奉公をさせ、嫁入り準備のために生活習慣を含めた高等教育を身につけさせたのであろう。

そして翌天保五年から、さだは幕府の作事奉行であった神尾備中守（元孝¹⁹）の屋敷で奉公するようになる。孝友の日記の四月十四日の項に次のようにある。

〔史料3〕

出津村深井おさきとの来ル、おさた事お梅与改名、築地神尾備中守様江御奉公二住、但おさきとの之世話を以相住候、おさきとの儀出府いたし厚世話いたし呉候、又々着類等入用二付調二行呉候様相頼申候、我等事も出府いたしへき処御取締御用繁多二付出兼候

上総国市原郡出津村さきが旗本神尾家といかなる関係を有したのかは不明だが、出津村と江戸とを行き来して奉公を仲介し、さだは梅が屋敷奉公で必要とする着物などを調達したことがわかる。さき自身もかつて江戸奉公の経験があったのかも知れない。そして天保六年もさだは神尾家に奉公した。

〔史料4〕

我等儀出津村深井おさきとの方江行、江戸表神尾備中守様御屋敷二罷居候姪梅儀、当年も差置度間世話いたし呉候様相頼候処、おさきとの出府致呉候積二有之、則金□□式分同人江相渡候

右は天保六年二月九日の記事であり、孝友が出津村に向向いてさきにさだの奉公継続を頼んだことがわかる。ここではさだは梅を、宗門帳などとは異なり血縁関係に従い「姪」と記している。その後三月十六日に江戸のさだが「不快」であるとの手紙が届いたため、孝友は急遽江戸に向向き、十九日には酒井家屋敷の伯父脇屋民右衛門のところに向向、翌日「築地神尾備中守様奥二罷居候妹方」へ行き、足にできた瘡が快方に向向っていることを確認した。屋敷には出津村さきも事前に来ていた。そのままさだは神尾家での武家奉公を続けた。

八月に江戸に滞在した際にも孝友はさだのもとを訪れ、「同人義至極丈夫二而相勤」めていることを確認した。そして天保七年二月にまたも成田参詣から江戸に向向き、二二日に「神尾様江罷出、姪儀当年国元江為引候積申上」げ、そのままさだと出津村さきを連れて日本橋白木屋で買物をした。そして孝友は二七日に「姪同道江戸出立」して二九日に帰宅した。以上のように、さだは、天保三年三月から二年間旗本酒井家で、天保五年三月から二年間旗本神尾家で、合計四年間の武家奉公を続けたのである。

帰宅後のさだの動向としては、三月八日に黒川村伊兵衛母が会いに来る、六月十五日に浜荻村に行く、翌天保八年二月二〇日に本郷村脇屋家へ茂市とともに行く（さだはそのまま一月ほど本郷村に滞在）、八月十六日に孝友妻こと、悴松次郎、娘でる、きく、天津村みさ、茂市他下男らと上総国夷隅郡庄司村の鬼子母神開帳に行く、といったことが確認できる。

そして天保八年十二月には次のような記事が日記に現れる。

〔史料5〕

（十二月十九日）本郷伯父并天津伯父入来、おさた義茂市方江姫二遣候相談有之取極候

(十二月二〇日) 両所伯父方立会取定左之通、おさた小遣金三両宛年々此方分遣し候積、猶又扶持方手当字北ノ原うしど田地不残并我等買添田地利右衛門田成相添差遣し候積、おさた熟縁之上ハ田地引渡可申事、当時之内ハ入附米相渡候積取極候、両伯父帰ル、夜二入村方組頭共并近所之もの相招茂市方分結納ニ来候、酒振舞いたし候(十二月二七日) おさた義茂市悻友之助妻ニ遣候、目出度婚礼相整候本郷村の伯父とは脇屋民右衛門であらう。²⁰ 脇屋と天津村清兵衛とが話し合いに加わり、さだを茂市悻寅之助の嫁とすることが決められた。さだに聿を迎えて次の永島本家を継ぐという約束を反故にすることになるので、毎年の小遣金や作徳米を取得できる田地(最初は作徳米を渡すのみ)をさだに渡して、生活に不自由がないように配慮することも確認された。そして十二月二〇日に結納、二七日に婚礼が行われたのである。

この結婚に、さだがどのような感慨を抱いたかはわからない。右でみたさだの四年間にわたる江戸での武家屋敷奉公は村に戻って婚礼を挙げるときを含めて、「上層農家の子女たちがたどる、典型的なライフ・スタイル」であり、「奉公によって身につく武家屋敷での生活習慣と、江戸の都市文化の香りは」、実母や妹と離れて永島家で暮らしたさだには新鮮なものであっただろう。その後のさだは系図にあるように、寅之助との間に勝太郎(＋他に男子二人)を生み維新时期を迎えた。²¹

さだが結婚する少し前、天保八年十二月一日に、天保四年に生まれたと推定される孝友の男子松次郎の「袴着祝」が行われた。天保二年に生まれた孝友の長男は半年にも満たずに死去したと思われるが、それに比べ次男である松次郎が五才になり、こうした儀式が行われたことが、さだの聿養子に本家家督を譲らないこと(つまり家督を孝友の男子に譲ること)を決めた契機であった可能性もある。そしてこの松次郎が永島本家十一代目順司(のち勘左衛門と改名) 標義となる。

2 新屋の養子相続

最後に定五郎が養子となった新屋についてみておこう。史料的には宗門人別帳から復元するしかないが、兵右衛門(≡庄兵衛)の娘は幸右衛門(のち兵右衛門と改名)の妻として宗門帳に登録されるのは、寛延四(一七五二)年である。兵右衛門六四才、幸右衛門二三才、はる十九才であった。宝暦四(一七五四)年には兵右衛門が隠居、幸右衛門が当主となるが、宝暦十一年に娘むめを残して亡くなる。そのため翌年から隠居していた庄兵衛(≡兵右衛門)が再度当主となり(七五才)、明和九(一七七二)年に八四才で亡くなるまで当主であった。娘はるは明和五年には亡くなったと思われ、庄兵衛は妻と孫むめとの三人暮らしであった。さらに庄兵衛の妻も明和九年に亡くなったと思われ、翌安永二(一七七三)年の宗門人別帳では、むめ(十七才)が家主となり、幸右衛門母くめを引き取って同居することになった。安永五年からは久右衛門を聿を迎えたが、子供もできないまま天明七(一七八七)年に久右衛門も死去、翌年からは久右衛門後家むめが再度当主となる。これを解消したのが、本家七代目永島勘左衛門道但の次男増蔵を養子に迎えたことであった。寛政四年の宗門人別帳では増蔵(二六才)が当主、むめ(三六才)は母と記載された。

増蔵(兵右衛門と改名)は三人の女性と結婚するも子供はできず、文政四年に甥にあたる定五郎を養子に迎えることになった。文政七年の宗門人別帳では増蔵は亡くなっており、当主定五郎(二四才)、妻こと(二三才)、母かつ(四七才)、祖母むめ(六九才)が記載される。翌年の宗門人別帳には娘でる(二才)も加わった。むめにしてみれば、曾孫も生まれようやく家の安定的な存続がみえてきた矢先に、本稿で検討したように、定五郎が本家の家督を相続して、家族ごと本家に移ったのである。こうして文政十年以降の宗門人別帳には「永嶋勘左衛門兼帯」と肩書き

されたむめが、当主として記載されていくことになる（実質的な家産は孝友が差配）。祖母むめはそのまま新屋で暮らしたため、孝友は妻（ことを「新屋江置」²⁴）き、男女奉公人を雇ってむめの生活を支えた。

さだが隠居分家の嫁に決まり、松次郎が次の本家当主として成長していくことが確認できたためか、孝友は天保十（一八三九）年から娘であるの賀養子を探し始める。四月十九日に上総国夷隅郡荻谷村鈴木半蔵から、依頼中の松丸家からの婿について「有増整」²⁵と連絡があった。四月二七日には分家茂市に荻谷村まで行ってもらい、茂市が鈴木半蔵ら同道して、松丸三郎左衛門と面談。松丸は悴榮司を賀に出すことを了解し、六月中に結納を行うことで合意した。しかし六月になって、この人物が十九才で「てる与四ツ目十日ニ当り」宜しくないことが判明して破談になった。その後は日記が欠けているため、どちらが先かはわからないが天保十一年に、てるは良輔を賀に迎え、むめは八四才で亡くなった。こうして良輔とてるが新屋を継ぐことになる。むめにとってはようやく戻ってきた曾孫が婿養子を迎えて家を継いでくれることで、男性に家督を譲る時が来たのであった。なお、てるより八才年上の良輔は、上総国市原郡山田久保村から賀にきたようである。²⁶

ただし良輔とてるは天保十四年までは本家に同居し、家の経営も孝友が代行したと考えられる。孝友は天保十四年になって、新屋の家督を継いだ文政七年からの財産、必要経費などを計算して、「新家相続人夫婦江」渡すべき財産を書き上げた帳簿を作成し、良輔に渡した。²⁷この帳簿に孝友は、新屋の居宅を新規に建て直すつもりだったが、良輔夫婦が現在の建物を修繕して五〜七年ほど住み、その上で新築したいと希望したのでを受けて、馬屋と雪隠は新規に造立し、家屋は修繕することで、天保十四年の年末から住居できるようにすると記している。この通りであれば、天保十四年の年末から、良輔夫婦は新屋で新生活を始めたことにな

ろう。てるは虎次郎、幸吉、大次郎という三人の男子を生んだが、嘉永四（一八五〇）年一月十四日に亡くなった。²⁸良輔はその後かと再婚して、さらに多くの子供を育てて維新时期を迎えた。

まとめにかえて

本稿では、筒森村の名主であり林守でもあった永島勘左衛門孝友の本家家督相続と、それに随伴する分家の嫁入りおよび養子相続について紹介した。新屋という分家に養子に入り、家族を形成した孝友が急に本家を相続したことに端を発し、本来本家を相続する予定であった兄の娘さだが隠居分家の嫁となり、また孝友の娘てるが賀を迎えて改めて新屋の養子となった、その過程を史料にもとづき描写した。てるや代々の永島本家の娘が武家屋敷奉公に出なかつたのに対し、さだが江戸で武家奉公に従事したのは、さだに対する孝友の一定の配慮、本家相続の約束を反故にすることへの自責の念があつたのかも知れないが、詳細は読み取れない。

こうしてさだに武家奉公という経験をさせ、また新屋も含めて手厚い財産分与が可能であつたのは、永島家が上層百姓であつたからである。分家二家の炭木山売却が本家によって一括して行われるなど、親類関係は経営面にもおよんだ。周辺村との地主小作関係などを含めて永島家の経営についても明らかにし、地域社会における林守のありようを復元していく作業をすすみたい。

注

(1) 拙稿「十八世紀中期岩槻藩房総分領における堅炭生産の構造」後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』山川出版社、二〇一〇年所収、他。

- (2) 大多喜町筒森永島家文書一九一〇。以下永島家文書については番号のみ記す。
- (3) 大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、一九九六年。
- (4) 文政八年「日記」(二二―四九)。この日記は文政十年五月二四日まで書き継がれる。
- (5) 文政四年「日記帳」(千葉県史料研究財団架蔵写真版永島家文書二五)。
- (6) 注4に同じ。
- (7) 文政十年「家督相続に付覚書」(九―一三―一)、史料中の括弧内は筆者が補った。以下、親類間でのやりとりはこの史料にもとづく。
- (8) 注4に同じ。
- (9) 注7に同じ。
- (10) 文政十年五月「宗旨御改人別帳」(二―三―五)では、戸主永島勘左衛門(二七才)のもとに、妻こと(二五才)、養母いよ(二六才)、妹さだ(九才)、妹しな(五才)、娘てる(四才)が記載されるが、文政十二年「宗旨御改人別帳」(三〇―一―二)では、永島勘左衛門・こと・さだ・てるの四名しか確認できない。また後述するようにしながら浜荻村七郎左衛門のもとにいたことも確認できる。いよの離別を契機に、しなの人別も永島家から除かれたのであろう。
- (11) 二六―一七―一。写と考えられる。
- (12) 二六―一七―二。
- (13) 文政五年「婚礼諸色控之帳」(二九―一―三八)。
- (14) 文政十年「日記」(二六―一―五)。
- (15) 以下、本節での記述は、文政十二年「戊子年日記」(二六―四―八)、文政十三年「日記」(二二―五〇)、天保二年「日記」(二八―一―六)、
- 天保三年「日記帳」(二八―一―五)、同年「当座日記帳」(一七―三―二)、天保五年「日記帳」(二二―四―六)、天保六年「天保六乙未年中日記」(二二―四―四)、天保七年「天保七丙申年中日記」(二八―一―一)、天保八年「天保八丁酉年日記帳」(二六―一―五〇)による。
- (16) 孝友の妻ことおよび長女てる他の子供は、さだの母であるいよの死後は、浜荻村七郎左衛門家との交流は確認できない。一方でこととてるら子供たちは、ことの実家である細野村佐藤家には頻繁に赴いた。代替わりによって付合い先が大きく変化するのは当然であろう。
- (17) 元禄十年から本郷村を支配したのが酒井忠穩(『寛政重修諸家譜』二、四二頁)であり、その子孫である酒井兵庫助が天保期に所領である市原郡の村々を支配した(『市原市史』資料集(近世編3上)五一七―五一八頁)ことが確認できる。小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』三、東洋書林、一九九七年、一一九―一頁で、屋敷が本郷御弓町にあったことがわかる。
- (18) 大口勇次郎「女性の武家奉公」総合女性史学会他編『女性労働の日本史』勉誠出版、二〇一九年。
- (19) 『大日本近世史料 柳営補任』二、東京大学出版会、一九六三年。『寛政譜以降旗本家百科事典』二、九二九頁で、神尾家の屋敷が築地にあつたことも確認できる。
- (20) 天保八年四月十五日に「本郷村伯父民右衛門様并おしまとの」が永島家を訪問したこと、九月十八日に脇屋市郎左衛門が病死したことから、本郷村の伯父とは江戸から戻っていた脇屋民右衛門と考えられる。
- (21) 大口勇次郎『江戸城大奥をめざす村の娘』山川出版社、二〇一六年、第一章。

- (22) 慶応四年「宗旨御改人別帳」(二八―九)。孝友が亡くなった翌々年の嘉永三年からさだはさきと改名した。改名した際の宗門帳(三〇―一八)には「此儀差合二付可心得事」と注記されているが、以後はさきと記される。
- (23) 永島家文書には元文五年から明治四年までの宗門人別帳が、ほぼ残されており、以下の記述および系図作成にはこれを利用した。
- (24) 天保十四年「永嶋分地新家分諸勘定仕分帳」(二九―一〇八)。
- (25) 天保十二年に良輔が山田久保村に年礼に行き、そのまま逗留していることから推定。天保十二年「日記帳」(七一五八―一三三)。
- (26) 注24に同じ。
- (27) 注2に同じ。
- (28) 拙稿「近世後期百姓持山における炭生産の構造」『歴史科学と教育』二八・二九合併号、二〇一二年。

〔付記〕

本稿は科学研究費補助金(19H01298)による研究成果の一部である。

(*) (ことうまさとし 本学文学部教授)